

新潟市南区白根健康福祉センター使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市南区白根健康福祉センター使用料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同第158条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

新潟市長 篠田 昭

記

1 徴収事務を行う施設の名称及び位置

新潟市南区白根健康福祉センター

新潟市南区白根1364番地12

2 徴収事務受託者

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

代表理事 藤田 徹

3 委託期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで